

ID: 3021

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	開発行為の変更の許可(2以上の市町の区域にわたらない第4条第12項に規定する開発行為のうちその規模が一ヘクタール未満であるものに係るものに限る。)		
法令名称 根拠条項	都市計画法 第35条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第35条の2第1項の規定による。 (変更の許可等) 第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日